

資料41 大気汚染に係る規制措置の状況

根拠法令		大気汚染防止法	府条例																																																																																																																						
ばい煙発生施設	排出基準	<p>第3条 (対象) 法に定める「ばい煙発生施設」(32種類) (規制物質及び基準値(排出口))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物 質</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①硫黄酸化物</td> <td>K値2.34, 11.5, 17.5</td> </tr> <tr> <td>②ばいじん</td> <td>0.04~0.50(g/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>有害物質</td> <td>③カドミウム及びその化合物 1.0(mg/Nm³) ④塩素 30(〃) ⑤塩化水素 80,700(〃) ⑥弗素、弗化水素及び 弗化珪素 1.0~20(〃) ⑦鉛及びその化合物 10~30(〃) ⑧窒素酸化物 60~2000(ppm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>①地域毎に施設に適用される基準を設定 ②⑧施設の種類及び規模によって基準を設定 ③~⑦物質毎に基準が適用される施設の種類が限定 されている。</p>	物 質	基 準 値	①硫黄酸化物	K値2.34, 11.5, 17.5	②ばいじん	0.04~0.50(g/Nm ³)	有害物質	③カドミウム及びその化合物 1.0(mg/Nm ³) ④塩素 30(〃) ⑤塩化水素 80,700(〃) ⑥弗素、弗化水素及び 弗化珪素 1.0~20(〃) ⑦鉛及びその化合物 10~30(〃) ⑧窒素酸化物 60~2000(ppm)	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及びばい煙に係る特定施設設置工場等」(特定施設数76(うち法の施設32を含む。)) (規制物質及び基準値(排出口及び敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物 質</th> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> <tr> <th>排 出 口 (/Nm³)</th> <th>敷 地 界 線 上 (/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及び そ の 化 合 物</td> <td>0.2mg</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>塩 素</td> <td>3cm³</td> <td>0.03cm³</td> </tr> <tr> <td>塩 化 水 素</td> <td>20cm³</td> <td>0.2cm³</td> </tr> <tr> <td>弗 素、 弗 化 水 素 及 び 弗 化 硅 素</td> <td>5mg</td> <td>0.05mg</td> </tr> <tr> <td>鉛 及 び そ の 化 合 物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>窒 素 酸 化 物</td> <td>100cm³</td> <td>1cm³</td> </tr> <tr> <td>亜 鉛 及 び そ の 化 合 物</td> <td>20mg</td> <td>0.2mg</td> </tr> <tr> <td>ア ク リ ル ア ル デ ヒ ド</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>ア ク リ ロ ニ ト リ ル</td> <td>7cm³</td> <td>0.07cm³</td> </tr> <tr> <td>ア ン チ モ ン 及 び そ の 化 合 物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>ア ン モ ニ ア</td> <td>100cm³</td> <td>1cm³</td> </tr> <tr> <td>塩 化 ビ ニ ル</td> <td>10cm³</td> <td>0.1cm³</td> </tr> <tr> <td>キ シ レ ン</td> <td>300cm³</td> <td>3cm³</td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物</td> <td>0.2mg</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>クロロホルム</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>シアノ化水素及び シアノ化合物</td> <td>20mg</td> <td>0.2mg</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>臭 素</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>す ず 及 び そ の 化 合 物</td> <td>7mg</td> <td>0.07mg</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>銅 及 び そ の 化 合 物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>ト ル エ ン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>ニッケル及びその化合物</td> <td>3mg</td> <td>0.03mg</td> </tr> <tr> <td>二 硫 化 炭 素</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>砒 素 及 び そ の 化 合 物</td> <td>2mg</td> <td>0.02mg</td> </tr> <tr> <td>フ ェ ノ ー ル</td> <td>20cm³</td> <td>0.2cm³</td> </tr> <tr> <td>ベ ン ゼ ン</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>ホ ス ゲ ヌ</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>2cm³</td> <td>0.02cm³</td> </tr> <tr> <td>マンガン及びその化合物</td> <td>1mg</td> <td>0.01mg</td> </tr> <tr> <td>メタノール</td> <td>700cm³</td> <td>7cm³</td> </tr> <tr> <td>メチルエチルケトン</td> <td>300cm³</td> <td>3cm³</td> </tr> <tr> <td>硫 化 水 素</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>硫 酸</td> <td>3mg</td> <td>0.03mg</td> </tr> </tbody> </table> <p>・窒素酸化物については、燃焼により生成するものを除く。 ・大気汚染防止法の一部施設については、法と同じ有害物質に係る排出口基準は適用しない。</p>	物 質	基 準 値		排 出 口 (/Nm ³)	敷 地 界 線 上 (/Nm ³)	カドミウム及び そ の 化 合 物	0.2mg	0.002mg	塩 素	3cm ³	0.03cm ³	塩 化 水 素	20cm ³	0.2cm ³	弗 素、 弗 化 水 素 及 び 弗 化 硅 素	5mg	0.05mg	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.3mg	0.003mg	窒 素 酸 化 物	100cm ³	1cm ³	亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	20mg	0.2mg	ア ク リ ル ア ル デ ヒ ド	0.3cm ³	0.003cm ³	ア ク リ ロ ニ ト リ ル	7cm ³	0.07cm ³	ア ン チ モ ン 及 び そ の 化 合 物	0.3mg	0.003mg	ア ン モ ニ ア	100cm ³	1cm ³	塩 化 ビ ニ ル	10cm ³	0.1cm ³	キ シ レ ン	300cm ³	3cm ³	クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg	クロロホルム	30cm ³	0.3cm ³	シアノ化水素及び シアノ化合物	20mg	0.2mg	ジクロロメタン	200cm ³	2cm ³	臭 素	0.3cm ³	0.003cm ³	す ず 及 び そ の 化 合 物	7mg	0.07mg	テトラクロロエチレン	200cm ³	2cm ³	銅 及 び そ の 化 合 物	0.3mg	0.003mg	トリクロロエチレン	200cm ³	2cm ³	ト ル エ ン	200cm ³	2cm ³	ニッケル及びその化合物	3mg	0.03mg	二 硫 化 炭 素	30cm ³	0.3cm ³	砒 素 及 び そ の 化 合 物	2mg	0.02mg	フ ェ ノ ー ル	20cm ³	0.2cm ³	ベ ン ゼ ン	30cm ³	0.3cm ³	ホ ス ゲ ヌ	0.3cm ³	0.003cm ³	ホルムアルデヒド	2cm ³	0.02cm ³	マンガン及びその化合物	1mg	0.01mg	メタノール	700cm ³	7cm ³	メチルエチルケトン	300cm ³	3cm ³	硫 化 水 素	30cm ³	0.3cm ³	硫 酸	3mg	0.03mg
物 質	基 準 値																																																																																																																								
①硫黄酸化物	K値2.34, 11.5, 17.5																																																																																																																								
②ばいじん	0.04~0.50(g/Nm ³)																																																																																																																								
有害物質	③カドミウム及びその化合物 1.0(mg/Nm ³) ④塩素 30(〃) ⑤塩化水素 80,700(〃) ⑥弗素、弗化水素及び 弗化珪素 1.0~20(〃) ⑦鉛及びその化合物 10~30(〃) ⑧窒素酸化物 60~2000(ppm)																																																																																																																								
物 質	基 準 値																																																																																																																								
	排 出 口 (/Nm ³)	敷 地 界 線 上 (/Nm ³)																																																																																																																							
カドミウム及び そ の 化 合 物	0.2mg	0.002mg																																																																																																																							
塩 素	3cm ³	0.03cm ³																																																																																																																							
塩 化 水 素	20cm ³	0.2cm ³																																																																																																																							
弗 素、 弗 化 水 素 及 び 弗 化 硅 素	5mg	0.05mg																																																																																																																							
鉛 及 び そ の 化 合 物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																							
窒 素 酸 化 物	100cm ³	1cm ³																																																																																																																							
亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	20mg	0.2mg																																																																																																																							
ア ク リ ル ア ル デ ヒ ド	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																							
ア ク リ ロ ニ ト リ ル	7cm ³	0.07cm ³																																																																																																																							
ア ン チ モ ン 及 び そ の 化 合 物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																							
ア ン モ ニ ア	100cm ³	1cm ³																																																																																																																							
塩 化 ビ ニ ル	10cm ³	0.1cm ³																																																																																																																							
キ シ レ ン	300cm ³	3cm ³																																																																																																																							
クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																																																																							
クロロホルム	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																							
シアノ化水素及び シアノ化合物	20mg	0.2mg																																																																																																																							
ジクロロメタン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																							
臭 素	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																							
す ず 及 び そ の 化 合 物	7mg	0.07mg																																																																																																																							
テトラクロロエチレン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																							
銅 及 び そ の 化 合 物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																							
トリクロロエチレン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																							
ト ル エ ン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																							
ニッケル及びその化合物	3mg	0.03mg																																																																																																																							
二 硫 化 炭 素	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																							
砒 素 及 び そ の 化 合 物	2mg	0.02mg																																																																																																																							
フ ェ ノ ー ル	20cm ³	0.2cm ³																																																																																																																							
ベ ン ゼ ン	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																							
ホ ス ゲ ヌ	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																							
ホルムアルデヒド	2cm ³	0.02cm ³																																																																																																																							
マンガン及びその化合物	1mg	0.01mg																																																																																																																							
メタノール	700cm ³	7cm ³																																																																																																																							
メチルエチルケトン	300cm ³	3cm ³																																																																																																																							
硫 化 水 素	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																							
硫 酸	3mg	0.03mg																																																																																																																							
総量規制基準	第5条の2 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)に所在する工場又は事業場であって、設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kL/h以上のもの (規制物質及び基準値)	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 特定工場(特定施設のうちばい煙に係る施設を設置する工場で、当該工場に設置されているすべてのばい煙に係る施設を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kL/h以上のもの) (規制物質及び基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物 質</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>京都府で定める算式により算出した値</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>同上(府内全域対象)</td> </tr> </tbody> </table>	物 質	基 準 値	硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値	ばいじん	同上(府内全域対象)																																																																																																																	
物 質	基 準 値																																																																																																																								
硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値																																																																																																																								
ばいじん	同上(府内全域対象)																																																																																																																								

根拠法令		大気汚染防止法				府条例																					
ぱい煙発生施設	燃料使用基準	<p>第15条の2 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)に所在する工場又は事業場であって、設置されているすべての硫黄酸化物に係るぱい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kL/h未満のもの (基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>工場又は事業場の規模</th> <th>適用区域</th> <th>燃料使用基準(硫黄含有率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重油その他の石油系燃料</td><td>原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h以上0.3kL/h未満</td><td>京都市区域</td><td>0.5%以下</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>その他</td><td>0.8%以下</td></tr> <tr> <td></td><td>原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h未満</td><td>京都市区域</td><td>0.8%以下</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>その他</td><td>1.2%以下</td></tr> </tbody> </table>	燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	燃料使用基準(硫黄含有率)	重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h以上0.3kL/h未満	京都市区域	0.5%以下			その他	0.8%以下		原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h未満	京都市区域	0.8%以下			その他	1.2%以下	<p>京都府環境を守り育てる条例 第49条第1項 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)を除く府内の地域に所在する特定工場等で、当該特定工場等に設置されているぱい煙に係る特定施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kL/h未満のもの (基準値) 燃料の硫黄含有率が1.5質量%以下</p>				
燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	燃料使用基準(硫黄含有率)																								
重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h以上0.3kL/h未満	京都市区域	0.5%以下																								
		その他	0.8%以下																								
	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h未満	京都市区域	0.8%以下																								
		その他	1.2%以下																								
揮発性有機化合物排出施設	排出基準	<p>第17条の3 (対象) 法に定める「揮発性有機化合物排出施設」(9種類) (規制物質及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))</td> <td>400~60,000(cm³/m³)</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))	400~60,000(cm ³ /m ³)																					
物質	基準値																										
揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))	400~60,000(cm ³ /m ³)																										
一般粉じん発生施設	規制基準	<p>第18条の3 (対象) 法に定める「一般粉じん発生施設」5種類 (規制対象施設及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コークス炉</td> <td>各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定</td> </tr> <tr> <td>鉱物又は土石の堆積場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベルトコンベア及びバケットコンベア</td> <td></td> </tr> <tr> <td>破碎機及び磨碎機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふるい</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	基準	コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定	鉱物又は土石の堆積場		ベルトコンベア及びバケットコンベア		破碎機及び磨碎機		ふるい		<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び一般粉じんに係る特定施設設置工場等」(ただし、大気汚染防止法の一般粉じん発生施設を除く。) (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値(mg/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物の粉じん</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物の粉じん</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>銅及びその化合物の粉じん</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物の粉じん</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>その他の粉じん</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値(mg/Nm ³)	カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002	クロム及びその化合物の粉じん	0.002	銅及びその化合物の粉じん	0.03	鉛及びその化合物の粉じん	0.003	その他の粉じん	0.5
施設	基準																										
コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定																										
鉱物又は土石の堆積場																											
ベルトコンベア及びバケットコンベア																											
破碎機及び磨碎機																											
ふるい																											
物質	基準値(mg/Nm ³)																										
カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002																										
クロム及びその化合物の粉じん	0.002																										
銅及びその化合物の粉じん	0.03																										
鉛及びその化合物の粉じん	0.003																										
その他の粉じん	0.5																										
特定粉じん発生施設	規制基準	<p>第18条の5 (対象) 法に定める「特定粉じん発生施設」9種類 (規制物質及び基準値(敷地境界))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿</td> <td>10本/L</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	石綿	10本/L	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び特定粉じんに係る特定施設設置工場等」 (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法と同じ</th> </tr> </thead> </table>	法と同じ																			
物質	基準値																										
石綿	10本/L																										
法と同じ																											
特定粉じん発生施設	作業基準	<p>第18条の14 (対象) 法に定める「特定粉じん排出等作業」2種類 (作業内容及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建築材料(吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)が使用されている建築物等を解体する作業</td> <td>石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定</td> </tr> <tr> <td>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	基準	特定建築材料(吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)が使用されている建築物等を解体する作業	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業		<p>京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例 第3条 (対象) 条例施行規則第1条に定める「石綿排出等作業」2種類 (作業内容及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されたものを除く)</td> <td>石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定</td> </tr> <tr> <td>耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	基準	耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されたものを除く)	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定	耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く。)													
作業内容	基準																										
特定建築材料(吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)が使用されている建築物等を解体する作業	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定																										
特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業																											
作業内容	基準																										
耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されたものを除く)	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定																										
耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く。)																											
指定物質排出施設	抑制基準	<p>附則 (対象) 法に定める「指定物質排出施設」11種類 (規制物質及び基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>50~1,500(mg/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>150~500(〃)</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>150~500(〃)</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	ベンゼン	50~1,500(mg/Nm ³)	トリクロロエチレン	150~500(〃)	テトラクロロエチレン	150~500(〃)																	
物質	基準値																										
ベンゼン	50~1,500(mg/Nm ³)																										
トリクロロエチレン	150~500(〃)																										
テトラクロロエチレン	150~500(〃)																										

根拠法令		大気汚染防止法	府条例																																	
水銀排出施設	排出基準	<p>第18条の22 (対象) 法に定める「水銀排出施設」 (基準値(出口))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水銀排出施設</th><th colspan="2">排出基準</th></tr> <tr> <th>新規施設</th><th>既存施設 (注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石炭専燃ボイラー</td><td colspan="2" style="text-align: center;">8 ~ 400 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 施設の規模・要件により基準を設定。</td></tr> <tr> <td>大型石炭混燃ボイラー</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>小型石炭混燃ボイラー</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>一次施設</td><td>銅又は工業金 鉛又は亜鉛</td><td></td></tr> <tr> <td>二次施設</td><td>銅、鉛又は亜鉛 工業金</td><td></td></tr> <tr> <td>廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/ 下水汚泥焼却炉)</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>水銀含有汚泥等の焼却炉等</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>セメントの製造の用に供す る焼成炉</td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 既存施設は、施行日について現に設置されている施設 (設置の工事が着手されているものも含む。)</p>	水銀排出施設	排出基準		新規施設	既存施設 (注)	石炭専燃ボイラー	8 ~ 400 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 施設の規模・要件により基準を設定。		大型石炭混燃ボイラー			小型石炭混燃ボイラー			一次施設	銅又は工業金 鉛又は亜鉛		二次施設	銅、鉛又は亜鉛 工業金		廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/ 下水汚泥焼却炉)			水銀含有汚泥等の焼却炉等			セメントの製造の用に供す る焼成炉			<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及びばい煙に係る特定施設設置工場等」(特定施設数76(うち法の施設32を含む。)) (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th><th>敷地境界線上 (mg/Nm³)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水銀及びその化合物</td><td>0.002</td></tr> </tbody> </table>	物質	敷地境界線上 (mg/Nm ³)	水銀及びその化合物	0.002
水銀排出施設	排出基準																																			
	新規施設	既存施設 (注)																																		
石炭専燃ボイラー	8 ~ 400 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 施設の規模・要件により基準を設定。																																			
大型石炭混燃ボイラー																																				
小型石炭混燃ボイラー																																				
一次施設	銅又は工業金 鉛又は亜鉛																																			
二次施設	銅、鉛又は亜鉛 工業金																																			
廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/ 下水汚泥焼却炉)																																				
水銀含有汚泥等の焼却炉等																																				
セメントの製造の用に供す る焼成炉																																				
物質	敷地境界線上 (mg/Nm ³)																																			
水銀及びその化合物	0.002																																			